

令和6年度

低所得者世帯に対する物価高騰対策支援給付金のご案内

A 支援給付金(10万円/1世帯)

低所得者世帯(令和6年度住民税均等割のみ(定額減税前)課税世帯または非課税世帯)に対し、**1世帯あたり10万円の給付金**を支給。

B 18歳以下の子育て世帯への子ども加算(5万円/1人)

令和6年度「住民税均等割のみ(定額減税前)課税世帯」または「非課税世帯」のうち、18歳以下の児童を扶養している場合は、**児童一人あたり5万円を加算支給**。



支給には手続きが必要です

支給対象と給付額

A 1世帯あたり10万円

B 児童一人あたり5万円

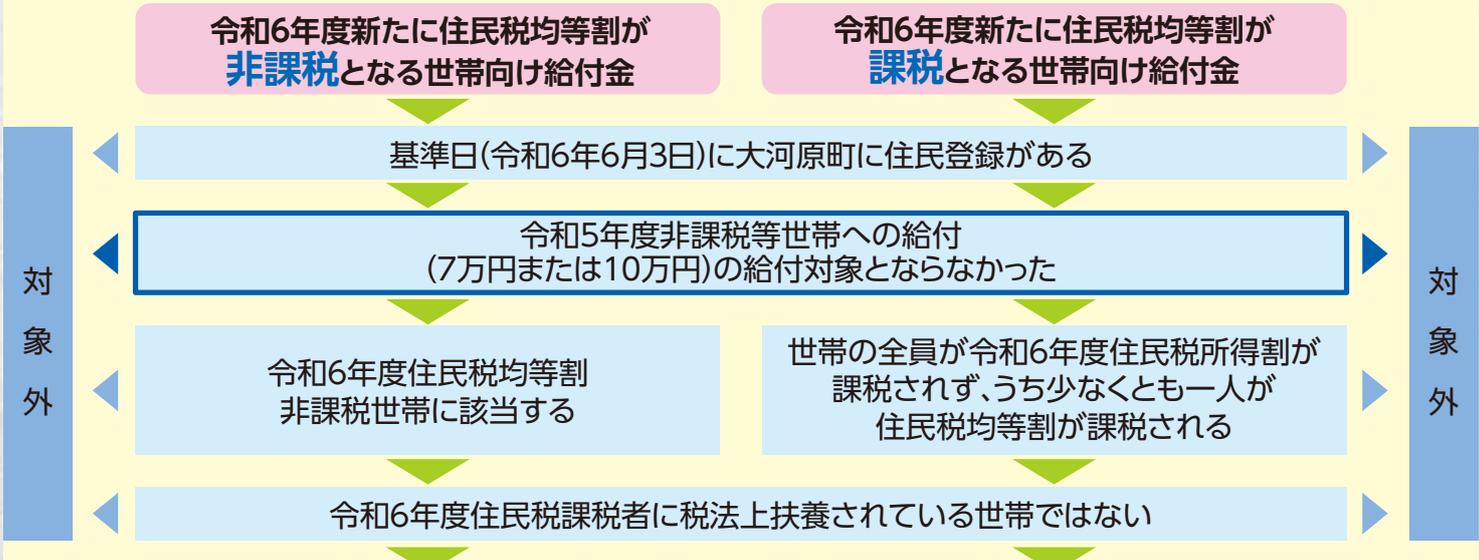
- 1 基準日・令和6年(2024年)6月3日時点で、大河原町に住民登録があり、かつ、世帯全員の令和6年度(2024年度)住民税均等割が非課税である世帯の世帯主(生活保護受給世帯も含む)
- 2 基準日・令和6年(2024年)6月3日時点で、大河原町に住民登録があり、かつ、世帯全員が令和6年度(2024年度)住民税所得割が課されず、うち少なくとも一人が住民税均等割のみ(定額減税前)課税されている世帯(生活保護受給世帯も含む)の世帯主

- 3 1と2に該当する子育て世帯の世帯主
平成18年(2006年)4月2日から令和6年(2024年)10月31日までに生まれた児童と同一の世帯主

～令和6年度低所得者世帯に対する物価高騰対策支援給付金対象判定フローチャート～

ご自身(またはご自身の世帯)が、令和6年度のどの給付金の対象となるか、以下のフローチャートを参考にしてください。

令和6年度低所得者世帯に対する物価高騰対策支援給付金 ▶ はい ▶ いいえ



「令和6年度低所得者世帯に対する物価高騰対策支援給付金」の対象と見込まれます。

※令和6年度低所得者世帯に対する物価高騰対策支援給付金対象世帯のうち18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に出生した児童)がいる場合、1人当たり5万円(子ども加算)を給付します。

給付金の支給手続き

実施方法等について

1

令和6年(2024年)1月1日時点で大河原町に世帯全員分の住民登録があり、本町に住民税の情報がある世帯

支給要件確認書を8月に送付する予定です。確認書に記載の支給要件に該当する場合のみ、返信用封筒で返送してください。

2

令和6年(2024年)1月2日以降に転入者がおり、本町に住民税の情報がない方を含む世帯

申請書は9月に大河原町福祉課窓口を設置及び大河原町のホームページに掲載いたします。申請書に記載の支給要件に該当する場合のみ申請してください。

申請期間

令和6年10月31日(木)まで(当日消印有効)

給付金の支給について

確認書または申請書を受理した日から概ね**20日後が目安**です。

～配偶者等から暴力(DV)を理由に避難されているかた～

配偶者等からの暴力を理由に避難しているかたで、今お住まいの市区町村に住民票を移すことができないかたは、所定の手続きをしていただくことで、避難先の市区町村から給付金を受給できる可能性があります。避難先の市区町村へお問い合わせください。



“給付金を装った詐欺”にご注意ください!

- 町や県など職員を名乗り「給付金を振り込む」などと電話やメールで、ATMから現金を振り込ませたり、銀行口座情報などの個人情報を聞き出そうとする被害が全国的に発生しています。
- 職員が給付金について、メール送信や電話で個人情報をお聞きすることはありません。
- 心当たりのないメールには、記載されたURLにアクセスしないよう、速やかに削除してください。
- 不審な電話やSNS、被害の相談については、警察相談専用電話(「#9110番」)にお電話いただくか、お近くの警察署にお問い合わせください。

お問い合わせ

大河原町福祉課
社会福祉係

1階 ⑤番窓口

☎0224-53-2115

受付時間

平日 8:30~17:15